

発行所  
長野県保険医協会  
〒380-0928 長野市若里 1-5-26  
電話 026-226-0086  
FAX 026-226-8698  
E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp  
年間購読料 3,600円  
会員の購読料は会費に含まれています



2020年(令和2年)3月25日  
No.469 (毎月1回25日発行)  
(1990年6月22日第三種郵便物認可)  
主な記事  
医科指摘事項/保険かわら版…2~3面、  
歯科指摘事項…4~5面、あずみの里裁判  
4月23日公判/理事会便り…6面

## 厚労省、新型コロナで通知発出 電話等再診での処方箋発行

厚労省は2月25日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について」を踏まえ、2月28日に「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」の事務連絡を発出。その後も取扱いについての事務連絡が出されている。概要についてまとめたので参照いただきたい。

慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、これまで当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬の処方を行い、処方箋情報をファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付される場合、医療機関では電話等再診料又は外来診療料と、

処方箋料が算定できることとなった。さらに過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、患者又は患者の看護に当たる者に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できる取扱いが示された。

電話や情報通信機器を用いた診療で処方する場合の取扱いとして、患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付しても差し支えないこと。医療機関は処方箋を保管し、後日、薬局に当該処方箋を送付するか、当該患者が医療機関を受診した際に当該処方箋を手渡し、

を行う場合の財政的支援を行うこと」「医療機関へのマスク、アルコール等消毒液等の安定供給のための具体的措置を講じること」「院内感染発生等により医療機関を一定期間休診する場合に、従事者の休業補償や医療機関の経営維持のための財政措置を行うこと」の3点を要請。2つ目の要請書では、現在の状況を考えると診療報酬改定の4月実施は余りにも医療機関への負担が大きく現実的ではないとし、「令和2年4月診療報酬改定について、改定の実施日を少なくとも3か月延期すること」を求めた。

また、協会では会員医療機関に対し「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緊急調査」を実施。医療用品の状況や、診療への影響を調査した。結果がまとまり次第、国や県に対し要望を行う予定。

## 新点数 動画説明のお知らせ

県保険医協会では3月下旬に新点数検討会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、多数の医療従事者が集まる危険性を鑑み、やむなく中止することといたしました。

参加をお申込みいただいた皆様に

薬局に持参させること。医師は、ファクシミリ等により処方箋情報を薬局に送付した場合は、診療録に送付先の薬局を記録することが示された。また、処方箋情報のファクシミリ等による送付は、医療機関から薬局に行くことを原則だが、患者が希望する場合には、患者自身が薬局にファクシミリ等により送付することが可能とされ、薬局より、患者から処方箋情報のファクシミリ等による送付があった旨の連絡があった場合にも、診療録に当該薬局を記録することとされた。この場合に、同一の処方箋情報が複数の薬局に送付されていないことを確認することが必要となる。

また、3月11日付で「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」が発出された。各医療機関の外来に共通する感染予防策として全ての患者の診療において、

は、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、新点数検討会の中止に伴い、検討会テキスト「点数表改定のポイント2020年4月(医科)」「2020年改定の要点と解説(歯科)」を用いた説明動画を配信する予定です。配信方法につきましては会員無料発送のテキストに同封の案内をご確認下さい。

標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の励行を徹底する、新型コロナウイルス感染症患者(疑い含む)に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施するが、同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介することが示された。応招義務についても見解が出され、患者が発熱や上気道症状を有しているということのみを理由に、診療を拒否することは「正当な事由」に該当しないため、診療が困難である場合は、少なくとも帰国者・接触者外来や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨する必要がある。

新型コロナに関する最新情報については県保険医協会ホームページや厚労省ホームページを参照されたい。

## Q & A (本紙発刊時点)

Q1: 電話等再診時に、電話で指導した場合、特定疾患療養管理料等の医学管理料は算定できるか。

A1: 電話等再診では、医学管理等の点数は全て算定できない。

Q2: 電話等再診時に、外来管理加算は算定できるか。

A2: 算定できない。

Q3: 電話等再診時に、再診料の明細書等発行体制等加算、夜間・早朝等加

算、時間外対応加算は算定できるか。

A3: 算定できる。

Q4: 電話等再診時に、在宅時医学総合管理料は算定できるか。

A4: 算定できない。

在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算は、必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合等の要件を満たせば算定できる。

Q5: 窓口負担はどうしたらよいか。

A5: 後日受診時に支払を求める。電話等再診時に伝えておくとよい。

## 感染症対策、改定延期 新型コロナで緊急要請

1つ目の要請書では、「新型コロナウイルス感染症(疑い)の患者さんの診療にあたり、他の患者と分離して診療するために診療時間や空間の区分等

「後手にまわる」「的外れ」等あらゆる批判の言葉を浴びせても腸が煮えくり返る思いが収まらないのは、クルーズ船に対する政府の対応である。現場を視察しその惨状を我々に教え経験者として、今後の対応策を示唆してくれた神戸大学の和田教授の動画は私が恐れていた通り封殺されてしまった!! 発生地とされる中国で昨年12月中旬に警告を発したにもかかわらず、中央政府によつて身柄を拘束され自らも感染し尊い命を落としてしまった有為の医師の面影と重なり合ってしまう。◆権力者は自分の立場を少しでも揺らす様な言動をする人や団体に対してなんのためらいもなく苛烈に抑圧し攻撃する。日本人は我欲のままに政策を押し進め、国民の声なき声に耳を傾けない為政者にこのままこの国を任せて良いと思っているのだらうか? ◆人災と言えぬ福島原発、深い傷跡が癒えぬままの東北沿岸部等、「国難」は山積したままである。にもかかわらず「フクシマは安全、何の心配もない」と公言し、大金を投じ、大きな利益を期待できるとされる「オリンピック」を強引に招致して国民の目を逸らす。「森友」「加計」「さくら」等、私利私欲の塊と言えまいか!! 民主国家の国民ならば声を上げるべきではないか!! 選挙の際には一票をもって意思表示すべきである。◆又国政に係わる官僚も嘆かわしい!! 公僕であることをすっかり忘れていたようだ。あの池袋で起きた悲惨な事件を思い出して下さい。とても運転できるような状態ではないのに。取り返しの付かない事になった。身の処し方を解っているのだらうか!? (J・J)

## 鶏声

「後手にまわる」「的外れ」等あらゆる批判の言葉を浴びせても腸が煮えくり返る思いが収まらないのは、クルーズ船に対する政府の対応である。現場を視察しその惨状を我々に教え経験者として、今後の対応策を示唆してくれた神戸大学の和田教授の動画は私が恐れていた通り封殺されてしまった!! 発生地とされる中国で昨年12月中旬に警告を発したにもかかわらず、中央政府によつて身柄を拘束され自らも感染し尊い命を落としてしまった有為の医師の面影と重なり合ってしまう。◆権力者は自分の立場を少しでも揺らす様な言動をする人や団体に対してなんのためらいもなく苛烈に抑圧し攻撃する。日本人は我欲のままに政策を押し進め、国民の声なき声に耳を傾けない為政者にこのままこの国を任せて良いと思っているのだらうか? ◆人災と言えぬ福島原発、深い傷跡が癒えぬままの東北沿岸部等、「国難」は山積したままである。にもかかわらず「フクシマは安全、何の心配もない」と公言し、大金を投じ、大きな利益を期待できるとされる「オリンピック」を強引に招致して国民の目を逸らす。「森友」「加計」「さくら」等、私利私欲の塊と言えまいか!! 民主国家の国民ならば声を上げるべきではないか!! 選挙の際には一票をもって意思表示すべきである。◆又国政に係わる官僚も嘆かわしい!! 公僕であることをすっかり忘れていたようだ。あの池袋で起きた悲惨な事件を思い出して下さい。とても運転できるような状態ではないのに。取り返しの付かない事になった。身の処し方を解っているのだらうか!? (J・J)